

定款変更の内容

新 定款条文	旧 定款条文
<p>(役員の責任) 第25条 1. ～9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>(1) 理事 次に掲げる行為 イ. <u>法第31条の9</u>第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>11. (略)</p>	<p>(役員の責任) 第25条 1. ～9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>(1) 理事 次に掲げる行為 イ. <u>法第31条の7</u>第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>11. (略)</p>
<p>(事業の品目等) 第73条 1. ～3. (略)</p> <p>4. 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。 (1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、<u>学生総合共済事業及び全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う自動車総合補償共済事業、風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業の共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。</u></p> <p>5. ～6. (略)</p>	<p>(事業の品目等) 第73条 1. ～3. (略)</p> <p>4. 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。 (1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う自動車総合補償共済事業、風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業の共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。</p> <p>5. ～6. (略)</p>
<p>附則 (議決日) 1. (略)</p> <p><u>(2021年6月16日一部改定)</u></p> <p>2. ～8. (略)</p>	<p>附則 (議決日) 1. (略)</p> <p><u>[追加]</u></p> <p>2. ～8. (略)</p>